

令和5年第4回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

令和5年12月11日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|-------------|
| No. 1 | 4番 | 鈴木昭司君 | (P 11～P 21) |
| No. 2 | 12番 | 藤田節夫君 | (P 22～P 37) |
| No. 3 | 13番 | 上田秀人君 | (P 38～P 53) |

・出席議員（15名）

1番 小澤佑太君	2番 須藤正樹君	3番 山崎 昇君
4番 鈴木昭司君	5番 大竹憂子君	6番 鈴木 修君
7番 君島栄一君	8番 鈴木武男君	9番 河西美次君
10番 真船正康君	11番 鈴木勝久君	12番 藤田節夫君
13番 上田秀人君	14番 大石雪雄君	16番 真船正晃君

・欠席議員（1名）

15番 矢吹利夫君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	関根由美君
参 事 兼 総 務 課 長	田部井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部祥一君	防 災 課 長	和知正道君
税 務 課 長	仁平隆太君	住民生活課長	池田早苗君
福 祉 課 長	相川佐江子君	健康推進課長	添田真二君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川哲也君
建 設 課 長	相川 晃君	上下水道課長	木村三義君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	須藤隆士君
農業委員会 事 務 局 長	鈴木弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	黒 須 賢 博	事務局次長兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	佐 川 典 孝
議会事務局長 庶 務 係 長	保 坂 真 理		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（真船正晃君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

15番矢吹利夫君から通院のため、本日の会議に遅参する旨連絡がありました。以上、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第1、4番鈴木昭司君の一般質問を許します。4番鈴木昭司君。

◇4番 鈴木昭司君

1. 甲子高原こども運動広場について
2. 農業政策について
3. 農業振興について

○4番（鈴木昭司君） おはようございます。4番鈴木昭司でございます。

通告に従いまして一般質問のほうを行わせていただきます。

まずはじめに、甲子高原こども運動広場についてということで、令和4年第2回定例会の一般質問の中で観光行政についてということで、私のほう一度、甲子高原こども運動広場について一般質問のほうをさせていただくことがございました。そのときには、令和元年度、2年度、3年度の利用状況であったり、甲子高原こども運動広場全体に対しての改善や管理状況のお話を伺いました。

私自身、今年度に入ってから何回か現地のほうを拝見させていただきましたけれども、残念ながら目に見えて分かるような改善が行われてはいなかったということで、利用している方々の安全が確保されているのか、懸念されるところでもございます。そこで再度、この甲子高原こども運動広場について一般質問のほうをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まずはじめに、令和4年度と令和5年度の利用状況を伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） 4番鈴木昭司議員の一般質問にお答えいたします。

甲子高原こども運動広場の利用状況につきましては、令和4年度が153団体4,973名、令和5年度11月末現在で97団体4,483名となっております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君の再質問を許します。4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 令和4年度が153団体ということで、令和5年度のほうは97団体ということで団体数としたらちょっと少ないのかもしれませんが、人数のほうはそんなに変わらないのかなと。前回確認したときには、令和2年度、3年度なんかはもうすごい少ない人数でしたので、それに比べればコロナの影響が落ちてきているのかなというふうに感じました。

以前はふくしま駅伝の西郷村チームなど、村内利用者、また県内や関東、東北を中心とした県外からも陸上、フットサル、サッカー、アメフトなどの練習や合宿及び大会の利用もあったということですのでけれども、現在はどのような方々が利用されているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） お答えいたします。

今年度の甲子高原こども運動広場の利用状況につきましては、県内からの利用は中学、高校陸上部の合宿、本村をはじめ、市町村駅伝チームと各種陸上団体の練習が主な利用となっており、その他フットサルチームの練習や個人での利用となっております。

大会利用では毎年開催されております村内フットサルチームによる大会、並びに西の郷クロスカントリー大会が主な利用となっております。さらに県外からの利用としましては、中学、高校、大学等、陸上部の合宿利用が主であり、その他フットサルチーム及びアメリカンフットボールの合宿がありますが、県外利用のほとんどが陸上競技の合宿となっているところでございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） ほとんどが陸上競技の合宿ということで、トラックがあるのでやはりそういうふうな感じになってくるのかなというふうに思います。

そこで甲子高原こども運動広場の利活用促進のためには、どのような方法でPR活動とか宣伝を行っているのかを伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） お答えいたします。

利用促進での広報活動といたしましては、村に事務局を置きます白河甲子高原開発協議会が、合宿誘致推進事業として村内体育施設を使用した団体への宿泊助成及び村体育施設の案内パンフレットを毎年1月に送付しているところでございます。

昨年度の送付実績としましては、県内外132の高校、49の大学、12の体育関係団体を含めた合計193の団体へ送付をしております。生涯学習課としましては、体育施設の案内パンフレットを作成し、本推進事業へ提供をしております。その他広報といたしましては、村ホームページに甲子高原こども運動広場のページを掲載しているところです。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 毎年1月に193団体ですか、パンフレット等を送付していると

いうことで、そういった活動が実を結んで今年、令和4年度、令和5年度がこういった団体数で利用されているのかなというふうに感じましたので、そのことに関しては理解いたしました。

次の質問のほうにいきます。

令和4年第2回定例会の一般質問の中で、日光国立公園の区域内であるため改修方法には制約があり、環境省及び県をはじめとした関係機関と協議をしながらどのような対応が可能であるか検討し、安全でよりよい魅力ある施設となるよう、また財源となる補助金の活用についても調査してまいりたいと考えておりますと生涯学習課長より説明がございました。この改修に関する関係機関との協議の内容を伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） お答えいたします。

関係機関との協議内容につきましては、令和4年度において日光国立公園那須管理事務所と協議を行い、落石防護柵の設置についての申請を行っているところでございます。それによりまして、落石防護柵の設置と側溝内の土砂撤去及びフットサルコート内への土砂の流入防止を行いました。

また、トラック内法面にテント、またはカーポートの設置を検討するに当たり、同事務所に問合せを行った結果、事務所からの回答といたしましては、設置する場合は事前に事業変更の協議を行い、許可を得た後に施工し、また景観に配慮した彩色のものを使用し、かつ当該地域に生息するものと同種の植物で植栽するエリアと、人工物により対応するエリアとを組み合わせる施工することとの回答を得ているところでございます。

それを受けまして、カーポートの設置を検討いたしましたが、施工費用が高額であること、強風及び積雪等、安全面の配慮、開けた場所に設置することによりまして、落雷のおそれを踏まえ、現状設置には至っておりません。もって生涯学習課では、各団体からの要望があった際は、簡易テントの貸出しにより対応することとしております。ですが、ほとんどの団体が自前のテントを持参していることから、そのような要望につきましては現在まで受けていない状況にございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 国立公園ということもありまして、なかなか厳しい感じなのかなと。その中でも落石防護の柵の設置とか、また、側溝内の土砂の撤去、これはもうほとんど毎年行っていないといけないのかなと思いますし、また、フットサルのほうのコート内のほうに、今回、土砂の流入防止を行ったということで、やはり本来であれば、テントとかカーポートのようなものが欲しいなという感じはいたしますけれども、この日光国立公園那須管理事務所ですか、そこの協議というのを定期的に行っていただいて、またそういうものがチャンスが来るのであれば、そういったものを協議して行ってほしいなと思います。

次の質問なんですけれども、またこの財源となる補助金の活用についても調査してまいりたいと考えておりますという説明がありましたので、この改修に関する補助金

活用の調査内容のほうを伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） お答えいたします。

スポーツ施設の整備には多額の資金が必要となりますが、この財源確保施策の一つとしまして、国や独立行政法人等における各種助成制度がございます。甲子高原こども運動広場の改修で申請することが可能なものとして、経済産業省で実施している電源立地地域対策交付金、防衛省で実施している民生安定施設の助成及び特定防衛施設周辺整備調整交付金、さらには独立行政法人日本スポーツセンターで実施しているスポーツ振興くじ助成などが挙げられます。また、きびたきの森トレーニングコースでは、ウォーキングやハイキングのコース整備としまして、環境省で実施しております自然環境整備交付金など、各種助成及び交付金が挙げられます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 経済産業省、防衛省、またの独立行政法人の日本スポーツセンターですか、それと環境省のほうということで、この補助金のメニューというのが幾つかあるのかなというふうに感じました。やはり、この施設の整備を行うときは、関係機関とのしっかりとした協議でその補助金、交付金の活用をお願いして、よりよい施設になっていただきたいなというふうに感じました。また、今説明していただいたこの交付金、また助成のほうですか、また、それ以外にも、もしかしたら今後様々な補助金が出てくる、また見つけられるかもしれませんので、その辺も継続して調査のほうをしていただきたいなというふうに感じます。

それでは、4番の今後の管理方法や改修予定ということで、令和4年第2回の定例会の一般質問の中で、生涯学習課長からの説明でトラック内では強風、突風が吹くこともあり、冬の積雪等を含めた気候条件に対しましては、施設が耐えられない危険性等もあることから、安全面を考慮しながらの検討が必要となりますというお話もありました。様々なハードルをクリアしていかないと、安全で快適な環境を整備していくのは難しいと思うんですけども、今後のこの管理方法や改善予定のほうを伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） お答えいたします。

今後の管理方法、改善予定につきましては、来年度事業といたしまして、甲子高原こども運動広場におきましては、既存駐車場の木柵及び階段手すり改修、それから、競技場内南法面の落石防護柵の改修及び競技場内トラックとフットサルコートを結ぶ進入路の改修を予定しているところでございます。

また、きびたきの森トレーニングコースにおきましては、合宿誘致の環境整備といたしまして、新たにコース内のウッドチップ年間整備を予定しているところでございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） ただいまの説明ですと、改修の予定が3点ほどですか。今の感じ

ですとということで、理解のほうをしました。

このこども運動広場におきましては、毎年多くの利用者がいますので、常日頃から定期的な点検が必要不可欠だなというふうに感じております。また、必要に応じて改修工事や環境整備も行っていかなければいけないと感じております。利用者の数が増加したり、年数が経過すればするほど、改修工事等にかかる費用も増えてくるのかなというふうに感じております。

ぜひとも補助金や交付金、こういったものを上手に活用していただいて、今まで以上に利用していただけるようなPRポイントを一つでも増やしていくような取組も必要になるのかなというふうに思うんですけれども、最後に村としてのご意見をお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） お答えいたします。

当施設におきましては、村内の体育振興を図る目的のほか、合宿地として周辺温泉施設との関わりも深く観光施設としての側面もあることから、今後はより一層利用しやすい施設づくりに力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） そうですね。観光の面からもこの周辺の温泉施設というのもございますので、今以上に魅力のある施設にしていきたいと思っておりますので、今後とも各関係機関との定期的な協議ですか、そういったことをしっかりと行っていった上での管理の下で、この施設の運営に当たっていただきたいなというふうに思います。

以上となります。

では、次の質問のほうに入っていきます。

農業政策についてということで、2番のほうに移りたいと思います。

西郷村の水田基盤整備事業について伺います。

西郷村の基幹産業の一つである稲作は、先人たちの努力で圃場を整備し、農作業の効率化を図るために各地域で行われてきた水田基盤整備事業によって守られ、現在に至っていると思います。しかしながら、この農業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、農業従事者の高齢化が進み、米価の下落に燃料や肥料の高騰で農業経営を断念せざるを得ない農家が増えているのも現実でございます。

そういった背景の中で、昭和の時代から行われてきたこの西郷村の水田基盤整備事業ではありますが、近年水路の老朽化が進み、また、東日本大震災の発生により破損した水路も応急的な処置をただけで、完全な修復をしていない水路も村内にはたくさん見受けられます。

まず、西郷村の基盤整備事業の実施地区と実施年度のほうを伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの鈴木昭司議員のご質問にお答えいたします。

西郷村の基盤整備事業の実施地区と実施年度についてのご質問でございますけれども、これまで村及び土地改良区にて実施をしておりました基盤整備事業でございます

が、全部で17地区となっております。昭和38年度から村の基盤整備事業がスタートしておりまして、事業実施年度ごとに主な事業を抜粋して申し上げますと、まず、真船字芝原地区から小田倉字上上野原地区及び上野原地区において実施されました台下地区開拓土地改良事業でございますが、こちらは昭和38年度から昭和39年度の事業実施期間で実施を行いました。昭和40年代に入りますと、高速道路関連土地改良事業といたしまして3地区が実施され、上新田地区が昭和44年度から昭和45年度に、黒川・大清水地区が昭和45年度から昭和47年度に、米地区が昭和46年度から昭和49年度の事業実施期間にて実施がされました。

昭和50年代には、主に団体営ほ場整備事業といたしまして、真船地区が昭和50年度から昭和54年度に実施をされまして、中島地区が昭和54年度から昭和57年度に実施されました。同じく昭和50年代後半には土地改良総合整備事業といたしまして、鶴生高助地区が昭和56年度から昭和60年度、山下地区が昭和57年度から昭和62年度に実施がされました。平成に入りますと、災害関連区画整理事業といたしまして、羽太中久保地区、真名子地区、中羽太地区を全て同じ期間で平成11年度から平成12年度の事業期間で実施がされております。

最後になりますが、熊倉地区県営ほ場整備事業といたしまして、熊倉地区を平成14年度から平成22年度の事業期間で実施がされております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 今までに17か所、西郷村でこの基盤整備のほうが行われてきたということで、今ほど抜粋して説明を受けました。これも早いところだと昭和38年ですから、もう私も生まれる前ですので、以前からやっていたのかなと思うと、もう長い年月がたっているのかなというふうに感じております。

近年の気候変動によって集中豪雨災害、また猛暑の影響で米が高温障害によって品質が低下し、農業経営に打撃を与えるケースが多く発生しております。昭和の時代に計画し、施工された水路のサイズでは小さくて、集中豪雨では対応し切れず、水があふれて被害を拡大させることも懸念されます。また、猛暑になれば多くの水を水田で、高温障害を予防するために水を必要としますが、水路のサイズが小さいために全ての水田に水が行き渡らないということが、この西郷村の水田でも起きております。

各地域でこういった調査をし、改善をしていくべきと思いますが、村としてはどのような考えを持っているのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨今の気候変動等による局地的な集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨や、令和5年夏の記録的な暑さなど、異常気象の常態化が農業にも多大な影響を与えており、村としましても、今後10年から20年後を見据えた農環境を考えなければならないと危惧しているところでございます。

村として村内の各地区でどのような事象や問題等が発生しているのか、実際に田畑等を利用している営農者の方々から確認、また、意見聴取等を行い、どういった対応

ができるのか検討してまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） そうですね。営農者の方からの意見聴取が一番いいのかなというふうに感じます。

現在に至るまで、一度水田基盤整備事業を行ったエリアも含めてで結構なんですけれども、今後何らかの整備事業を実施する予定エリアがあれば伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の実施予定エリアでございますが、全体事業費は1,000万円を超えるような主な工事といたしまして、令和4年度から令和6年度の事業計画で、小田倉字黒川・大清水地区の土側溝の水路に三面張りのコンクリート製品の整備をする計画しております。同じく令和4年度から実施しております。折口原駐在所跡地付近の折口原地内にあります明治堀の水路改修を令和5年度に実施する計画でございます。

令和5年度から実施をしております小田倉字上上野原地内の太陽の国付近の村道6号線沿いの土側溝の水路に、三面張りのコンクリート製品による整備を令和6年度以降も順次整備する予定となっております。

村といたしましても、各地区の農地や農業用施設等を全て把握することが難しいため、実際にそれらの施設等を利用されている営農者等の方々から要望等を受け、当該地区の現地確認を行うことなどにより、現状や状況等を把握していることとなっております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 幾つかの予定があるということで、今回のこの定例会の補正予算の中にも各行政区から等の要望が多数申請されているとして、農道、水路の整備、修繕、維持管理の事業内容では予算を計上してありますけれども、多数の要望がないと水路の整備や修繕は行われないのでしょうか。その辺を村の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在につきましては、要望箇所を優先に対応している状況でございますが、要望箇所におきましても、現地確認を課内において、危険回避のための緊急性の有無や費用対効果、修繕、改修等の施工性、また農業に携わる方々の使い勝手など、総合的に勘案しながら優先順位を決定し、対応に当たっているところでございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 西郷村で実施されてきた水田基盤整備事業も実施されてからもう40年以上経過しているエリアというのが10か所以上存在しております。地域によっては多面的機能支払交付金を活用して、応急的な維持管理を行っているところもございまして、少し大きな事業を計画すると金額の折り合いがつかずに断念したり、計画を先延ばしにせざるを得ないこともあるようでございます。

やはり村や土地改良区が主導してエリアごとに大規模な修繕が必要だと思っております。

農業用水路の改修、維持管理について村の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

農業用水路の改修、維持管理についてでございますけれども、古いものと基盤整備事業実施完了から50年以上が経過している地区もございまして、コンクリート水路の標準的な耐用年数に達しようとしている地区もあることから、今後は水路の劣化状況等を判断し、修理や改修などが必要となることが想定されております。

村といたしましても、施設がこれから十数年先まで使用できるか、何らかの対策を考えていかなければならない時期に来ているというようなことで認識をしております。これらの基盤整備事業は特に工事の事業規模が大きく、村の単独費のみで対応がなかなか難しい、困難なため、国や県、土地改良事業団など各関係機関等と協議や相談をしながら、どのような対応が可能なのか検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） やはり年数の経過が多い順番で、水害や猛暑に対応できるサイズの水路の整備事業を計画的に行っていくべきと考えます。こういった問題や課題を先延ばしにしていくと、これからの西郷村の農業を支えていく担い手も不足し、将来的には荒廃した農地が増え、村の産業を失いかねない事態となります。どうかそうならないように地域の問題や課題をしっかりと調査し、様々なプランをシミュレーションしながら、時代背景に合った農業政策を実施していただきたいと思います。最後に村長のお考えを伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今まで課長答弁しておりましたけれども、まさに議員が心配するとおりでありまして、村の基幹産業である稲作を行う上で、農道や水路などの農業用施設等の修理、改修等を含めた維持管理は大変重要であると認識しております。

先ほども課長が答弁しましたように、まず第一に各地区の現状を把握することが重要であると思います。また、各地域でどのような事象や問題等が発生しているか、実際に農地を利用している農業者の方々の意見をしっかりと聞きまして、先ほど議員よりご指摘いただいた課題等の解決に向けて対応してまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 地域によって、やはりこの農業問題、様々な課題等ございます。先週ですかね、NHKのNHKスペシャルという番組で、食の防衛線という番組がありました。第1回目が主食の米に関すること、第2回に放送されたのが畜産農家に関するということで、すごい内容の深い、現代の農業の問題点を洗い出したかのような素晴らしい番組でしたので、ちょっと再放送終わってしまったんですけども、NHKのオンデマンドなんかを加入すれば再放送配信が見られますので、どうか執行部の方々にはその番組、ぜひ見ていただいて、日本の農業の現状というのを知っていただ

きたいなというふうに感じましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問のほうに移らせていただきます。

農業振興についてということで、西郷村の農作業労賃の水準額について伺いたいというふうに思ひます。

今年9月の決算説明会のときに質問をさせていただきましたが、再度伺ひます。

私自身、農繁期には農作業のアルバイト雇用するときがありますけれども、一般農作業であれば、まず水田の草刈り等というのが代表的な作業になるのかなというふうに感じます。草刈りとはいっても真夏の暑い中での危険を伴う場合もございます。

西郷村の令和5年度の農作業労賃の水準額が一般農作業で1日1人当たり7,500円という水準額でした。西郷村の農作業労賃の水準額が果たして適正な水準の額なのでしょう。私個人の感覚ですとちょっと安いのかなというふうに感じております。

過去5年間の一般農作業1日1人当たりの農作業労賃の水準額のほうを伺いたいと思ひます。

○議長（真船正晃君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） 4番鈴木昭司議員のご質問にお答えいたします。

西郷村農業委員会が決定した過去5年間の農作業労賃の一般農作業1人当たりの単価でございますが、平成30年度から令和4年度まで同額となっており、税抜き7,000円でありました。議員がおっしゃるとおり、令和5年度は500円アップし税抜き7,500円となっております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） ちょっと金額がやはり安いのかなというふうに感じております。

なぜこの長期間にわたってこのような低賃金になっていたのか、根拠のほうを伺いたいと思ひます。

○議長（真船正晃君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） お答えいたします。

農作業労賃の水準額ですが、事務局のほうで案を作成し、農業委員会総会の中で農業委員及び農地利用最適化推進員の皆様の意見を聞いた上で決定する形となっております。

過去の総会資料を確認したところ、当時は物価上昇の影響もほぼなく、福島県の最低賃金もさほど影響ない範囲だったため、事務局が案で示した水準額は前年のものと同じ金額となっております。事務局が前年と同額の水準額を提示し、農業委員会総会にて意見を伺って、さらに近隣市町村とある程度足並みをそろえる形で水準額を決定していたため、何年も同じ水準額となっていたと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 近隣市町村との足並みをそろえるということですが、そういうことだと、以前、私、一般質問の中で何回か名称を出させていた白河地方農業振興推進協議会という地域の農業振興を推進する協議会があると思ひます。

こういった協議会を通じて、真剣に意見交換や問題解決に向けた協議を行えば、白河地方全体で適正な水準額を示すことができると思いますけれども、そういった協議は今まで行ってこなかったのでしょうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） お答えいたします。

そういった協議は行っておりません。この農作業労賃の水準額につきましては、あくまで各自治体の農業委員会が決定し、目安として情報提供するものになります。議員がおっしゃるような広域で水準額を決めるとなると、現在、近隣市町村の中で全体的に高い水準額となっている当村の水準額が、ほかの自治体に合わせ、低い水準額となってしまうことも懸念されます。具体的に申し上げますと、ロータリーによる田畑耕起の水準額ですが、当村では10アール当たり6,500円となっておりますが、ほかの自治体ですと5,500円から6,000円のところが多く、田植ですと、当村では10アール当たり6,500円で、ほかの自治体ですと6,000円や6,200円の地区があります。そのため、事務局としましては、今後も西郷村独自で水準額を決めていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） この金額でも西郷村のほうが水準額が近隣よりもちょっと高いということで、ちょっと驚きます。

やはり、地域の農業振興を図っていくためには、幅広い意見を取り入れ、時代背景に見合ったスピード感と柔軟な対応が求められると感じております。今後、農作業労賃の水準額の改定について、どのような取組を行っていくのか、村の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） お答えいたします。

農作業労賃の水準額の決定について、幅広い意見を取り入れることは当然必要だと考えております。現在、世界情勢の影響により、あらゆるものの値段が上昇しており、農業振興の観点からも農業従事者が不利になる水準額は決して好ましくありません。

令和6年度の水準額につきましては、今月18日の農業委員会定例総会で決まる予定となっておりますが、事務局としましては依然として高止まりが続く肥料や燃料代、そして今年10月1日付で福島県の最低賃金、時間額の改定があり、1時間当たり42円アップし、900円となりましたので、それらを総合的に判断しながら水準額の案を作成していきたいと考えております。それをもとに総会にて農業委員、推進員から意見をいただき、現状に見合った水準額を決定していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） ぜひとも農業委員会の皆様から意見を聴取するということですので、建設的かつ活発な意見を協議していただいて、時代背景に合った適正な農作業労賃の水準額というのを示していただきたいと思っております。

以上で私の一般質問は終わりとしていたします。ありがとうございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君の一般質問は終わりました。

次に、通告第2、12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

◇ 1 2 番 藤田節夫君

1. まきば保育園民営化計画について
2. 高齢者福祉事業について
3. 自転車用ヘルメットの購入補助について

○ 1 2 番（藤田節夫君） 1 2 番、日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、まきば保育園の民営化計画について伺います。

10月31日に開催された全員協議会で、まきば保育園の民営化計画の説明がありました。民営化の目的として保育サービスの質の向上と継続性、待機児童の解消、並びに財源の計画的確保のために村立まきば保育園を民営化したいとの説明でありました。もしこれが実施されることになれば、村内の公立保育園は全てなくなります。

児童福祉法第2条では、地方公共団体は児童の保護者と共に児童を心身ともに穏やかに育成する責任を負うことになっております。また、村は安定した保育サービスを提供する責務があります。今回の民営化計画の目的をまずはじめにお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 1 2 番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

なぜ民営化を行うのかとのご質問ですが、西郷村第4次総合振興計画において、持続可能な村づくりの推進として、効果的、効率的な施策、事業の推進、健全な財政運営を施策として定めております。さらに西郷村行政改革プラン2022においては、基本理念を未来につなぐ効果的で持続的な行財政運営とし、5つの改革の柱、仕事の改革、職員の改革、働き方改革、歳入歳出面の改革、持続可能な社会に向けた取組を掲げており、そのうち働き方改革の中で民間活力を導入し、公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革の推進を図ることとされております。

公立保育園の運営費は、利用者の保育料と村の負担金で賄っており、これまで以上の保育サービスを含めた様々な子育て支援を実施していくためには新たな財源についても確保する必要があります。また、民営化により公共性の部分を一部継承しつつも、民間ならではの多方面に及ぶ事業実績からの様々なノウハウ、発想力、人脈を取り入れることにより、幅の広い保育運営と、昨今増加する特別な配慮を要する声の適切な支援、さらに地域連携による保育支援事業の展開など、多様化する保育ニーズに対し、柔軟な対応が可能となると考えております。

以上が民営化計画を進める目的となります。

○議長（真船正晃君） 1 2 番藤田節夫君の再質問を許します。1 2 番藤田節夫君。

○ 1 2 番（藤田節夫君） 今、目的というものを課長のほうからお伺いしましたけれども、民間にすることで保育内容が充実し、職員の処遇改善が図られ、職場環境の向上が図られるとのことですが、私はそうは思いません。民営化することで、事業主は当然もうけを追求することは当たり前のことで、子どもたちに質の高い保育や保育士の処遇改善などは期待できません。

実際、民営化が進んでいる東京などの保育状況を見ると、短時間勤務のパート労働

者と派遣保育士が中心となり、保育士の入れ替わりも激しく、担任の先生がころころ替わり、安定した保育園生活ができず、発達段階にある子どもたちに与える影響は計り知れないと言われております。また、経営している企業の倒産などで、保育園に朝預けに行ったら園が閉まっていたというふうな新聞報道もあります。

民間活力の導入などと言って子どもを犠牲にさせないでほしいと思います。公立保育園であれば保育士の雇用も安定し、親も子どもも安心・安全な環境で保育サービスができると思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 藤田議員の再質問にお答えいたします。

民営化するメリットではありますが、例えば公立保育園には直営だからこそ持てる様々な機能、役割、人員体制、職員の処遇、必要とされる施設整備などがあると考えます。しかし、民営化することにより、先ほどの答弁でも申し上げましたが、公立保育園から引き継がれる公共性の部分を一部継承しつつ、地域の子育て支援事業、特別な配慮を要する子どもの保育など、必要とされる保育ニーズの事業、公立が子どもファーストに対し、民間は子どもファーストに加え、保護者への保育サービスに対する柔軟な対応が可能となることや、職員の処遇改善が図られるとともに、職員の格差がなくなり、職場環境の向上が図られるメリットがありますので、質の向上が図られていくものと考えております。

また、もう一つのメリットとして財政効果があります。公立の場合、園の運営費は村が全て負担することとなりますが、民設民営化により国・県からの法定分の負担が受けられるようになります。これにより村の負担額が縮小し、差額の財源を他の子育て施策等に活用することが可能となります。

今後の村に求められる役割は、多数のニーズに応えるということも必要ですが、多数ではないニーズ、より困難なニーズに対しての支援事業の実施により必要であると考えておりますので、民間により確保できる財源を活用し、ニーズに応えられる事業を展開していく考えでおります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今、課長、メリットについてお話がありましたけれども、一部全然分からない部分もあるし、最大のメリットというのは、村として民営化することで財政効果が上がるということですのでけれども、当然今の国のやり方だと、結局は公立をやっているところには交付金は出ない。民営化になると国からのお金が出るということで、そのことでメリットがあるということを言っているんだと思いますが、政府、自民党はこれまで子ども・子育て支援制度を導入し、市町村の公的責任を後退させ、規制緩和と企業参入を拡大してきました。その結果、保育園内での事故等が増加するなど、保育の質の低下が大きな問題になってきております。

私は保育士の雇用の安定や保育士の確保、子どもの安心・安全な保育環境を考えれば、村が責任を持って保育園を運営するべきと考えております。

これは村長に聞きたいんですけども、村の財政効果が上がるということなんです

けれども、今、村では本当に財政的に危機なのか、不交付団体にもなっておりますし、さらには財調だってそんなに悪い状況ではないと思うんですけれども、なぜ子どもを犠牲にしてまでそういった民営化をやるのか、民営化でいいことは私ないと思うんです。この近辺の民営化されているところと、村立まきば保育園の実情を聞いてみても、やっぱり民営化の保育士は休暇、自分で休みたいときにも休めない。これはやっぱり保育士が足りないからなんです。公立保育園の保育士に聞いてみると、休みは希望した休暇は取れますよ、現在でも。そういうときの差があるんです。この民営化と公立保育園では。そうなるとやっぱり子どもに影響してくるんです。保育士も集まらない。そういう状況が今の状況なのかなと思うんで、ぜひ、経済的効果云々というよりも、村の子どもたちをみんなで育てていく、そういった観点で、私は民営化はするべきではないと思いますけれども、この辺は村長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

民営化による財政効果が図られる、それだけじゃあるまいという、そのとおりでありまして、私は民営化で丸投げするわけじゃなくて、しっかりその協定を結んでやっていくという考えがあります。子どもを犠牲にするということは、まさしくそういうことはあってはならないことでもありますので、浮いた財源をしっかりと子育てサービス、質の向上につなげていきたいということでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 新しい保育園は、何ていうんですか、公私連携型ということで、村民の意見を重々取り入れてもらって、それで運営していくということなんでしょうけれども、またこれは後で私出ますけれども、ただその公私連携といっても、民営化するわけですから、民営化するほうとしては、どうしてももうけが考えられます、当然。村の要望を全て聞くと言うけれども、本当に全て聞いてやるのか、それは村では国からの補助金というか、交付金が出ればいいと思うんですけれども、やるほうはなかなか見つからないのかなとは思いますが、こういう方法では、それは置いておいて。

これは今言いましたけれども、全員協議会の説明の中でも、公私連携型保育方式でプロポーザル方式にて法人を募るということでしたが、この法人はどのぐらいの範囲で、村内なのか、全国的に公募するのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

公募する法人の範囲、要件に関するご質問ですが、はじめに法人の範囲につきましては、公益性を持ち、営利を一義的な目的とせず認可保育所を現に運営するまたは運営できる社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人などを範囲とします。

次に要件に関しては何項目か規定する予定ですが、代表的なものとしては児童福祉事業に識見を有し、公私連携型保育所とそこで実施する様々な子育て支援に関する事業を運営するために必要となる十分な資力、技術的能力等を有し、継続的に安定した

事業を遂行できる法人といたします。

◎休憩の宣告

- 議長（真船正晃君） ただいま12番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

- 議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時20分）

- 議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

- 12番（藤田節夫君） 企業、どんな企業かということなんですけれども、この範囲が村内の法人なのか、全国的に募集して募るのか。その辺のことをお伺いいたします。

- 議長（真船正晃君） 福祉課長。

- 福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

現段階におきましては、広く公募したいと考えており、県内、県外の範囲については決定しておりません。

- 議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

- 12番（藤田節夫君） まだそこまで至っていないということで了解します。

民営化により私たちの要求や処遇改善、今問題になっている配置基準の見直しなど、直接介入できないと思います。課長は、今の話では、公私連携型保育方式を採用することで村と法人が協定を締結すれば、人員配置や処遇改善など、法人に対して要望、指導、指示することができるということですが、そういったことで理解してよろしいのでしょうか。

- 議長（真船正晃君） 福祉課長。

- 福祉課長（相川佐江子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まきば保育園の民営化計画における民設民営化方針については、児童福祉法第56条の8に定めている公私連携型保育方式を採用する予定です。この方式は市町村が設置、運営主体である民間法人と連携し、設置の支援を行うとともに、人員配置や提供する教育、保育など、運営に関与し、適正な運営が行われるよう村と法人とが協定を締結し、運営を行う保育所の方式を言います。法人との間で協定を締結し、保育運営を行っていくこととなりますので、協定の中に含めた事項に関しては村が関与することが可能となります。

- 議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

- 12番（藤田節夫君） 保育士の労働条件や配置基準など、こういったこともその協定基準の中の事項に含めることが可能なのかどうか、お伺いします。

- 議長（真船正晃君） 福祉課長。

- 福祉課長（相川佐江子君） ただいまの質問にお答えいたします。

人員配置や処遇改善などに関する事項を協定書に含めて締結を行えば、それらに対

して法人に要望、指導、指示を行うことができるようになります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） それらの事項を協定の中に含めればできるということですが、なかなか簡単なことではないと思うし、国の施策も当然ここに入ってくると思いますので、そういったことを入れるか、入れないかはまだ決定もしていないので分からないということだと思っておりますけれども、次に進みたいと思います。

現在在籍している保育士の正職員及び会計年度任用職員の処遇について伺います。正職員は2年から3年程度派遣とし、そのまま残り、業務の引継ぎなどを行うとのことですが、その後はどのように考えているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

民営化における現在の保育士の処遇に関するご質問ですが、はじめに正職員につきましては、2年から3年程度選定した運営法人への派遣を考えております。職員の派遣はこれまで実施してきた保育サービスの適正継続、入園時保護者の不安解消、業務の引継ぎなどを目的に行います。なお、派遣とならない職員も出てくる可能性があり、その場合は適切な部署への配置転換を考えております。適切な部署に関しましては、福祉課といたしましては、児童クラブ、村立幼稚園のほか、新たな子育て事業などへの配置を考えております。

次に、会計年度任用職員に関しましては、本人の希望による部分もありますが、現在の雇用条件を下回らない条件で選定した運営法人での雇用を要望していく予定です。雇用に関しては、正職員での雇用についても要望をしていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 様々な意見があると思っておりますけれども、公立保育園として、公立保育園の保育士の仕事をするために就職してこれまで働いてきたのですから、本人の意向をしっかり聞いて対応すべきだとまず思います。

また、会計年度任用職員につきましても、労働条件等しっかりとサポートをするべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） ただいまの質問にお答えいたします。

正職員及び会計年度任用職員の対応に関しましては、職員の意向を丁寧に聞きながら対応していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） その辺は本人と十分話し合っていて進めていただきたいと思いますのですが、この民営化計画の中に、その他村職員の処遇ということで、新たな子育て事業として保育園の一時預かり事業以外の子どもの預かりができる事業とは具体的にどのようなことなのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

保育園の一時預かり事業以外の子どもの預かり事業として、ファミリーサポート事業の活性化を考えております。ファミリーサポート事業に関しては、現在、西郷村社会福祉協議会に業務委託を行い、実施していただいている状況があります。これを業務委託ではなく、直営で実施できないものかと検討しております。

保育園の一時預かりは就労等の要件を満たさなくとも利用は可能となりますが、利用日数及び利用人数に制限があります。保育園の一時預かりに加えて、ファミリーサポート事業が展開できれば、これまで以上に必要とする方が必要なときに利用できるようになり、子育てを頑張っている保護者のリフレッシュなどにつながれると考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） それでは次に移ります。

先ほど村長は財源の効率化ということで、浮いた財源をしっかりと子育て支援へとつなげていきたいということが先ほどお話しされました。

民営化することで約8,000万円の財政効果が生まれるということが報告されております。その財源を他の子育て支援事業に活用したいとのことですが、どのような事業を考えているのか、まずお話しさせていただきます。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほどから議員おっしゃるように、子どもに犠牲にあってはならない。それは当然、本末転倒になりますので、まずは子ども優先に考えて、質の向上に努めていきたいと思っております。

それで、民営化から生じた財源に関しましては、今後新たな子育て施策に活用していきたいと考えております。例えば現在も実施している保育園の一時的保育事業の拡大、直営でのファミリーサポート事業の実施、子どもとの関わり方に関する必要な子育てサポート事業、各保育園での保育士加配に対する村独自の様々な支援などへの活用を検討していきたいと思っております。

なお、保護者が必要とするニーズの声を聞きながら支援が偏らないよう、できる事業を実施していきたいと考えております。また、ニーズの把握は今年度実施する子ども計画策定にかかるニーズ調査において、多くの意見をしっかりと聞いて対応していきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今、村長のほうから各保育園に保育士の加配について、村単独で支援をしていきたいとのことですが、これは村内の全保育園を対象に、村独自に保育士を加配していく。国の加配というか人数は決まっていますよね。それ以上の人数を加配していくという理解でよろしいですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

加配については、議員おっしゃるとおりしっかりと対応して、働き方改革もあります

ので、やはりそういったことをしないと保育士の確保にもつながらないと考えておりますので、できることはしっかりやっていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） なかなか加配するといってもそう簡単にはではない。予算も当然かかるけれども、まず保育士が集まらないのでは、定数の保育士がいないのでは、待機児童が増えるばかりで、私もちょっと聞いていますけれども、まだ待機児童が相当増えているという状況なんです。また、保育士が集まらないと。辞める人が多いと。こういった状況で本当に民営化していいのかと。やっぱり公設であってしっかりと働く人の生活を安定させるというか、そういったことで、まず保育士がしっかりと集まらないんです、これ。先ほど言いましたけれども、東京なんかはほとんどもう一、二年で辞めて、ころころ替わる。そういう状況になるのが今の政府のやり方、企業参入の。そういったことになりますので、私はどうしてもこれは残してほしいということなんですけれども。

私は6月定例会でも一般質問しましたけれども、8,000万円浮くという、経済効果があるということであるならば、保育料の完全無償化も実施できるはずなんです。私、6月議会でも言いましたけれども、保育料ゼロ歳児から2歳児まで取っておりますよね、村民から。これが村で収入要るのが4,900万円、3歳児から5歳児までの副食費の村収入額が約1,180万円、これ合わせても6,080万円、村が負担するだけで、保育料の完全無償化ができるんです。これを出してもお釣りが来るぐらいなんです。この辺のところをやっぱりしっかり村として子育て支援にお金を出すということであれば、民営化は反対ですけれども、そういったことが本当に真剣に村長の口からやるよと言ってくれるのであれば、考えてもいいかなというところはありますけれども、村長の考えはいかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

民営化により確保できる財源を活用して保育料の完全無償化を行わないのかというご質問ですが、以前にも答弁させていただいておりますが、保育料の完全無償化を実施するには、公平性の観点から保育園を利用していないご家庭、在宅にてお子様を見ているご家庭に対しても何らかの支援が必要となります。民営化により確保できる財源を超えるものと私は想定しております。これは容易に負担できる金額ではありません。直ちに実施できるものではありませんし、村としても子育て施策に力を注いでいきたいと考えておりますので、先ほども答弁させていただきましたが、保護者が必要とするニーズの声を聞きながら支援が偏らないよう、できる事業を判断して実施していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 浮いた8,000万円というか、8,000万円の効果があるわけですから、これをやっぱり子育て支援に使う、今すぐ、それが一番の早道、子育て支援の。それと、平等性に欠けるなんていつも村長言うんだけれども、そんなこと言

ったらもう何も、国のやっていることだって何だって、所得制限を設けたり、平等性に欠けるんです、やっていることは。村でやっている政策もそうだし、ましてや待機児童がたくさんいる中で、保育園に入園できた子は手厚く扱っていただけますけれども、保育園に入れない子どもは何の手当もないです、これ、村からの。そんなこと言っただけで、村長いつも言うような平等性に欠けると言うけれども、全てこれ平等性に欠ける、政策というのは。これはある程度しようがないと私は思いますけれども、ぜひこの本当に8,000万円もしあるとなれば、6,000万円で済むんで、これを2つやったとしても、そうすれば本当に西郷村はああ、子育てしやすい村だなとみんな集まってくると思いますけれども、ましてや村財政が緊迫しているとは私は思いません。緊迫しているんですか、それとも。村財政、緊迫しているんですか、お伺いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今のところ健全財政で行政を進めております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 健全財政であれば、やっていないとは言わないです。ここのところ村長、一生懸命子育て支援にやっているんで、その辺は理解しておりますけれども、さらにこの保育園の完全無料化、実施に向けてやっていただきたいなと私は思います。

それと、現在働いている職員に対して、民営化に関する説明会を実施したとのことですが、保護者への説明会やアンケート調査などを実施する予定はあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

民営化に伴う保護者への説明会の実施に関する質問ですが、保護者への説明会につきましては、12月中旬頃に実施する予定であります。アンケートにつきましても、説明会を実施した後に行っていく予定でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これからやっていくということですが、十分にいろんな人の、保護者も含めた声を聞いて、実施の方向にいていただきたいと思っておりますけれども、村内全ての保育園が民営化になることで、行政との直接的なつながりがなくなり、我々の意見も届きにくくなります。また、全国では保育園での事故や事件が多発しております。民営化することで事件や事故等があっても隠蔽するなど、なかなか行政には伝わりにくく、改善や指導も遅くなり、重大事故につながります。

今、少子化が社会問題化しております。岸田首相は異次元の少子化対策に取り組むと言っておりますが、お金を少しばらまくだけで根本的な対策は何一つありません。先ほど来申し上げておりますけれども、保育園の完全無償化や学校給食費の無料化、医療費の無料化などは進んでいる地域に関係なく全て国がやるべき問題ではないでしょうか。

保育は人が人を育てるものであり、お金がかかるのが当たり前です。子育てにかかる経費を財政の経費削減の対象にしないように申し伝え、次の質問に移りたいと思います。

次に、高齢者福祉事業について伺います。

はじめに第9期介護保険事業計画における介護保険料について伺います。

厚生労働省の介護保険部会は、介護利用の引上げや、介護サービス削減、老健施設などの多床室の有料化などを検討しています。介護保険の利用は2000年の制度発足から1割負担が原則でした。しかし、政府は2015年に一定所得以上の人は2割負担とされ、2018年には3割負担も導入されました。介護保険料についても毎回のように引き上げてきています。また、75歳以上の医療費の窓口負担が10月から所得制限はあるものの、1割負担から2割負担へと2倍化されました。

また、異常な物価高騰と社会保障費の値上がりや、さらには年金の削減など、高齢者にとっては大変厳しい生活状況となっております。このような中で、来年から実施される第9期介護保険事業計画が策定され、3か年の介護保険料も決められます。多くの高齢者にとって年金から有無を言わず天引きされてしまう介護保険料の負担は大変重い負担となっております。

給付が増え続けていることも理解はしますが、高齢者の方々もぎりぎりの生活で暮らしています。これ以上の保険料の値上げはするべきではないと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 12番藤田議員のご質問にお答えいたします。

ただいま第9期介護保険事業計画における介護保険料についてのお尋ねであります。

現在、村では令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期介護保険事業計画の策定に向け、作業を進めているところでございます。介護保険料につきましては、現在も実施計画における事業内容や高齢者施策など細部について協議を重ね、高齢者の人口や要介護、要支援認定者数の推移、さらに給付実績、サービス見込量等を推計して算出、これからいたしますので、現時点では金額等はお示しできませんが、今後やはりますます高齢化は進行され、第9期介護保険事業計画期間中には団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えることとなります。そのような中、令和6年4月には、特別養護老人ホームリアンヴェール西郷の開所が予定されており、長年の課題であった施設入所待機者の解消が期待される一方で、やはり介護給付費の増額も見込まれております。

高齢者も増加します。それに伴って介護認定者も増え、介護サービスを使う方もますます増えます。このようなことから、介護保険料の上昇はなかなか避けられない状況と考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今、策定中ということで、はっきりしたことは言えないということとは理解はしますが、また、リアンヴェール西郷とか、待機者も少なくなる。

ところが利用すれば介護料は上がるというような悪循環で、本来ならば国がこういった予算にもう少し傾いてくれないと、この介護保険計画というか、この事業も立ち行かなくなると私は思います。

今、介護保険料の上昇は避けられない状況ということでしたけれども、先ほども言いましたけれども、高齢者にとって本当にこの物価高等々で死活問題、生活がね。そういう意味では、一般会計からの繰入れや基金を取り崩し、保険が上がらないようにするべきだと思いますけれども、これは村長に聞くのがあれなのかなと思いますけれども、ぜひ村長にはそういったことも考慮して、考えて保険がこれ以上上がらないようにしていただきたいと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

西郷村高齢化率26.6%ということで、県内で一番低いわけですがけれども、いずれそういった方が介護に陥ることも想定されます。本当に厳しい状況であります。できるだけ高齢者の負担を可能な限り抑えられるよう、介護給付費準備基金取崩しなどを検討しながら、上昇をできるだけ抑制していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 介護保険には、今、村長が言われたように、介護給付費準備基金があります。こういったものを取り崩して、保険料の上げる幅を抑制していきたいということですがけれども、ぜひそのような方向でやっていきたいと思いますけれども、現在の介護給付費準備基金はどのぐらいあるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 藤田議員の再質問にお答えいたします。

現在、基金の残高ということで、令和5年3月31日現在ですが、4億3,271万74円、そのうち5,000万円は一般会計から当初積立てのということなので、5,000万円頂いておりますので、後で返す……、大変申し訳ありません。4億3,271万1,074円でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 全てこれを使うわけにはいかないと思いますけれども、現在の状況が状況なんで、ぜひ今回はこういったお金を利用して、4億3,000万円、4億3,000万円じゃない。（不規則発言あり）4億3,000万円、約4億円だね、というのがあって、ぜひ、こういった厳しい状況の中なんで、こういったものを利用して、本当に保険料を上がらないようにしていただきたいと思います。今言っておかないと、もう策定で決定してからでは遅いんで、申し上げておきたいと思います。

次に、特別養護老人ホームの入居状況と待機者についてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 藤田議員の質問にお答えいたします。

令和5年8月末現在の特別養護老人ホーム入所者数でございます。こちらは96名となっております。また、介護老人保健施設への入所者数が44名、介護医療院への

入所者が1名、合計で特別養護老人ホーム及び介護老人保護施設には141名の方が施設に入所している状況でございます。

また、令和5年10月末現在の特別養護老人ホームへの入所待機者数でございますが、こちらは41名となっております。そのうち、認知症高齢者グループホームや介護老人保健施設に入所しながら待機されている方が18名となっております。なお、令和6年4月開所予定の特別養護老人ホームリアンヴェール西郷への入所申込者数は令和5年10月5日現在、69名、うち22名が西郷村民となっております。現時点ではまだ空きがある状況ですので、入所希望者については、ほぼ全ての方が入所できると聞いております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今の説明です、合計141名の方が施設入所していると。この中に介護医療院に1名の方が入所しているとのことですが、この介護医療院はどのような施設なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 介護老人保健施設、こちらは医療系が充実している施設なんです、それ以上に医療のほうを重視してサービスが受けられる施設となっております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 老健はよく話に聞くんで分かるんですけども、こういった施設があるのかということも、私初めて聞きましたんで、今までも入所された方は何人か、今までいらっしゃったんですか、村内に。（不規則発言あり）初めて。これ多分、病院のほうから同じ経営で、その病院の経営でそちらのほうに回したのかなという予想はつきますけれども、詳しいことは結構でございます。

リアンヴェール西郷が、来年4月にオープンする予定になっております。12月5日時点で、69名の方の入所が決まっていて、うち村内の方が約3割ですか、22名ということで、そしてまだまだ空きがあり、入所希望者がいれば全ての方が入所できるということですが、現在、村では入居待機者ですか、41名いるとの報告でした。この方々はどのような理由で入所をしないのか、またはできないのか、分かればお願いをいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 先ほど41名の方が入所待ちということですが、このうち先ほども申しましたけれども、ほかの認知症のグループホームとか、老健施設、こちらのほうにそちらのサービスを受けながら入所を待っている。空きがあれば入りたいというような方が18名、そのほかは在宅で生活しながら本当に空きを待っているという方と、あと介護度が低いけれども、取りあえず申し込んでおくというような方もいらっしゃると思います。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 在宅にいて、空きがあれば入所したいというんでしょう。先ほどの報告では、入所希望者があれば全ての方が入所できる、今の段階で。さっき言った西郷村にできるリアンヴェール西郷、こういったところには入所できないんですか。入る気がないんですか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） リアンヴェール西郷のほうは4月からなもんですから、今入りたくても4月までタイムラグがありますので、今入りたい方はそれだけいますけれども、そこまで待てない可能性もあるし、ほかが開けば別なところに、もうすぐ入りたいという方もいらっしゃると思いますので、やはり個人的に自分で好きなところを入所申込みいたしますので、理由については、そこをなぜ希望しないのかというのは、その人に本当に聞かないとちょっと分からないんですけれども。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 在宅でいいと言っているのか、でも、これあくまで入居待機者のことを言っているんで、入居する希望はあると思うんですよね。結局在宅でいいという方であれば、別に申込みはしないはずなんで、これは申込みしている人の人数だと思うんですけれども、その辺も課長も把握していないのかどうか分からないんですけれども、いろんな理由があつてというのは、ただこれ後でお話しますけれども、結局リアンヴェール西郷だって、国民年金程度のお金しかなくても入居できるということですよ、それは。いろいろ負担軽減の措置があつてね。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） リアンヴェール西郷でも前に上田議員の質問されたときに試算しまして、国民年金満額で77万円で、負担軽減とか高額医療とか、そういうのを含めて入所は可能であるということで把握しております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま12番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） それでは次に、入所費用の減額についてということでお伺いします。

施設入所費の主なものは食費と居住費が主なものとなっています。村がこれを助成することで入居費を減額することができないのかということで、まずお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 藤田議員の再質問にお答えいたします。現在、施設入所におけます村独自の入所費用等の減額や助成事業はありません。しかしながら、特別養護老人ホームについては、介護保険制度上、住民税非課税世帯等の低所得者に対し、負担限度額段階に応じまして、食費や居住費が軽減される制度がございます。令和5年8月末現在、特別養護老人ホーム入所者数96名のうち、その食費、居住費の負担限度額の認定になっている方は78名となっております、特別養護老人ホーム入所者全体で約80%以上の方が軽減の対象になっている状況でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 住民税非課税世帯等の低所得者に対して、負担限度額制度で食費、居住費が軽減されるとのことでした。特別養護老人ホーム入居者の約8割の方々が減免の対象になっているとのことですが、施設によって、そのほかに加算料金というものがあると思いますけれども、新しく来年4月から開始をするリアンヴェール西郷の場合は、この入居利用料金は負担限度額の段階もあると思いますが、最低料金はどのくらいで入居できるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 藤田議員の質問にお答えをいたします。

介護施設のほうが基本的に介護3から入所ということで試算しまして、食費、居住費の負担限度第2段階でございます。年金収入額で80万円以下の方で試算いたしますと、その食品、居住費、そういったもの、それから高額医療等勘案しますと、月実質負担は5万1,300円という試算になってございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 加算料金も含めての料金になりますか。はい、了解しました。

月5万1,300円程度で、国民年金の方で年間80万円以下、収入がという方だと思っておりますけれども、国民年金の方が、ほとんどの方が独り世帯として入居すると、独り世帯として入居するんで、ほとんどの方が5万円、6万円、7万円ぐらいで入居できるということで理解してよろしいですか。はい、了解しました。

それとこのリアンヴェール西郷が、来年4月からオープンになりますけれども、村有地の貸付料として特別養護老人ホームと社員寮分として年間約400万円の収入があります。リアンヴェール西郷が計画している施設全てがオープンして建物ができるとなると、約1,000万の賃貸料が発生すると思っておりますけれども、今後ますます高齢化が進み、村民の負担も増えることが当然予想されます。福祉関係で得たお金は一般会計に入れるのではなく、この土地の賃貸料を基金として、基金を創立して、設立というのか、新たに基金を設立して、介護保険料の軽減や施設利用料などの助成金として、村単独の助成金として村民の方々に還元するべきではないかと思っておりますけれども、これは村長のほうから答弁をお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

令和6年度から平成会へ賃貸している村有地の賃貸借料が入ってきますので、現在

その土地代を基金化する方向で検討しております。また、その基金を財源とした高齢者福祉に対する村独自の助成制度についても実現できるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 検討していきたいと、村独自の支援をしていきたいということで、理解したいと思います。

それでは次の質問に移ります。

次に自転車用ヘルメットの購入補助についてということでお伺いいたします。

今年4月1日から道路法の改正により、ヘルメットの着用が努力義務化されました。全国の自治体では購入補助を実施しているところがあります。自転車事故は命に関わる重大事故につながる可能性があります。村では令和2年度から中学生に対し、ヘルメットを無料で配布していますが、これを機会に、全村民を対象に自転車を利用する方に対してヘルメットの補助をするべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） 12番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

自転車用ヘルメットの着用につきましては、令和5年4月1日に施行されました道路交通法の一部改正及び福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、福島県自転車条例においても、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。ヘルメットの着用につきましては、交通事故発生時に致命傷となりやすい頭部を守り、交通事故の被害を軽減するため、極めて重要なものであると考えております。

議員おただしの自転車用ヘルメット購入について、補助金を出してはどうかというご質問でございますが、現在、村では新中学1年生に対しまして、ヘルメットの購入補助を実施しているところでございます。村としましては、原則、中学生以外の方については、自転車を利用する方がご自身でヘルメットを購入するものと考え、現時点で補助については実施する予定はございません。

今後も引き続き自転車利用時のヘルメット着用が交通事故発生時に致命傷となりやすい頭部を守り、自己の命を守ることに、チラシの配布や街頭での啓発活動を実施して、周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今のところ考えていないということで、自分の命は自分で守れということなんでしょうけれども、警視庁によると、昨年1年間に全国で発生した自転車関係する交通事故は6万9,985件と過去最多で交通事故に占める割合の23.3%とこれまで最も高くなったことが報告されておりました。また、去年の5年間に発生した自転車乗車中の事故で亡くなった2,005人のうち、55%に当たる1,116人は頭部に致命傷を負っていて、このうち96%はヘルメットを着用していなかったということで、ヘルメットの着用がいかに重要で命を守ることが、統計上からも分かっております。

ヘルメット価格は2,000円から3,000円です。他の自治体で補助している金額を見ると、上限約2,000円ということがネット上で出ております。村民の命や子育て支援の一環として、小学生や中学生を対象に補助するべきと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今議員が申されましたように、本当に自転車事故は致命傷になりますし、頭部を守る意味では本当にヘルメット着用は有効であると私も認識しております。ただ議員おただしの自転車用ヘルメット購入について補助するかどうかでありますけれども、先ほど課長が申しあげましたとおり、ヘルメットの購入につきましては、原則自転車を利用される方、ご自身が購入すべきと私も考えております。また、自転車利用時のヘルメット着用が交通事故発生時に致命傷となりやすい頭部を守り、自己の、自分の命を守ることに有効であることは間違いありません。今後も引き続きチラシの配布や街頭での啓発活動を実施し、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 啓発活動とか実施して周知していくということです。村でも結構、大分出しているんですね。ただこういうのなかなか見ないし、これだけでは駄目なのかな、物をやっぱり助成して着けてもらうというのが一番手っ取り早くて安全な方法なのかなと私は思います。中学生には、以前は半額でしたけれども、本当に5年前からですか、全額補助するというので、これだって子どもたちの通学には、自転車通学が西郷村の場合多い、ほとんどなんで、そういった意味では子どもたちの命を守るという観点から、このヘルメット全額助成をしたと思います。そのときは村長でしたか、全額補助したとか、前の村長でしたか、前の村長かい。そういうこともあるので、小学生の子どもたちが相当自転車で、日曜日とか、休みの時期とか乗っていますんで、さらには高校生だよ、高校生の方が一番やっていないのかなと思います。

先日新聞に載っていましたが、そのヘルメットの着用率、これ県と福島県警と調査したんですけれども、この西郷村では調査とか、着用率の、そういったことはやられているんですか。それとも分かればどのくらいの率の方がヘルメットを着用しているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

村内のヘルメット着用率につきましては調査しておりません。なお、今年9月に福島県警や福島県等が県内の全ての高校生を対象にアンケート調査を行い、91校3万8,000人余りが回答した結果によりますと、着用率は全体で9.8%、男女別で見ますと、男子生徒が11.1%、女子生徒は7.9%という状況になっております。

村としましても、全戸配布を通じまして、村民への自転車用ヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底のチラシの配布を行ってまいりましたが、今後もチラシの配布や

街頭での啓発活動を実施しまして、引き続き周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 本当にこの高校生の着用率が本当に低い。これは全国どこでも一緒だと思うんですけども、この間、今、課長も言われましたけれども、着用しない理由、この理由の中にはいろいろ出ていましたが、4番目かな、何か4番目辺りにヘルメットにお金をかけたくないというのがあるんです。これは女子生徒なんですけれども、そういった意味では、生活に大変厳しくて、こういったヘルメットとか、余分なものにはお金をかけたくないと思っている学生もいるんじゃないかなと私は思います。そういった意味では、啓発活動も大事ですけども、村として助成して、そういった子どもたちの命を守るということも与えられた使命ではないのかなと思います。

ご覧のように村内を歩道が整備されていない危険な道路がたくさんあります。本来、自転車は車道を走ることになっていますが、道幅も狭く、歩道を利用しているのが現実です。道路規制が書かれている白線も、消えかかっているところがたくさん見受けられます。特に通学路の安全を確保するためにも点検、整備をするように申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

次に、通告第3、13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

◇ 13番 上田秀人君

1. 救急医療体制について
2. 介護保険事業について
3. 村道の維持管理について

○ 13番（上田秀人君） お疲れさまでございます。13番です。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、質問の1点目といたしまして、救急医療体制についてということでございます。

まず、1点目のその県南方部の指定病院での救急搬送受入れ状況について伺いますということですが、予算書なんかを見ていると、西郷村においても二次救急医療体制の予算措置がされている。さらにはその私的二次救急ということで、新たにというか、より別の形で救急医療体制の予算も組まれているということで、結構取組はされているというのは十分に理解をしております。そういった中で、1点確認しますけれど、もう一度申し上げます。県南方部での救急指定病院での救急搬送受入れの状況について、村で把握しているのであればお知らせください。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 13番上田議員のご質問にお答えいたします。

県南地区の指定病院での救急搬送受入れ状況についてこのご質問ですが、現在救急搬送を受ける二次救急指定病院として白河厚生総合病院、白河病院、会田病院、塙厚生病院が輪番体制で受け入れております。

白河地方広域市町村圏消防本部による令和4年度の受入れ状況、応じ状況といたしましては、令和4年度5,652件のうち、白河厚生総合病院が2,937件52%、白河病院が535件9.5%、会田病院が648件11.5%、塙厚生病院が627件11.1%、その他の診療所、県内が775件、県外の病院が905件16%となっており、新型コロナ感染拡大以降、救急搬送要請が増加し、受入れ状況も令和3年5,345件に比べ、令和4年度は3,077件増加しまして、5,652件となっている状況でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の再質問を許します。13番上田秀人君。

○ 13番（上田秀人君） ただいまの5,625件の要請があつて、受入れをしていただいたという話でしたけれども、多くの村民の方からよく聞かされるのが、救急車を要請して、救急車現場到着は大体10分から15分ぐらいで来ると。救急隊の方はその現場で措置を行いながら電話で受入れ病院を探してくれていると。しかしながら、受入れしてくれる病院がなかなか決まらなくて、救急車がなかなか出発できない。こういう話をよく聞かされます。状況によっては20分、30分、その現場にとどまって救急車が出発できないというお話を伺ったこともございます。

特に課長の答弁の中にもありましたように、新型コロナウイルス感染症が発生してから特にそういう状況が多くなったという話を聞いております。こういった状況、村でも十分把握されていると思うんですけれども、確認のために伺いますけれども、状

況については確認をされていますか、もう一度確認します。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） こちらの二次救急の協議会とかでも、救急車はすぐ来るのになぜそんなに応じできないのかということで、いろいろ議論されておりまして、ここで応じできない理由ということで、専門外であるとか、検査不可能であるとか、緊急患者受付中、急変の対応中である、ベッドが満床、そういった理由があると聞いております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま答弁いただいたんですけども、実は私も救急車を要請したところの現場にいたことがございます。その状況をつぶさに見ていたというのは変な言い方ですけども、見ざるを得なかったんですけどずっとそのそばで対応を見させてもらいました。

救急隊の方は本当にその罹患された方に対していろんな措置をしてくれている。もう一人の方が一生懸命病院に電話をする。電話のやり取りを聞いていると、その患者さんの、救急を必要としている人の状況を事細かに病院に報告するんです。じゃ、受け入れてもらえるのかなという、受入れできないという返答なんです。その繰り返しになっているんです。

患者の方、救急車を必要とする人もつらいでしょうし、家族の方もかなり苦しいと思う。もっとつらいのは救急隊の方だろうなと思うんです。私もその現場にいたと今お話しましたがけれども、救急隊の方は家族の方に、いや、本当に申し訳ない、今一生懸命探しますからもうちょっとお待ちください。頭下げながら一生懸命電話している。それでもなかなかその受入れ病院が決まらないちゅうのが、私が見てきた現状でもあります。

この救急搬送について、決してこれ村だけの問題ではないというのは私も理解をしております。これ県南方部全体の問題ではないかなというふうに考えています。そこで確認したいと思うんですけども、救急搬送について、広域圏などの会議ではどのような協議がされているか、どういう話がされているのか、お示してください。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 再質問にお答えいたします。

救急搬送について、広域圏での会議などではどのような協議がされているのかお答えいたします。

白河地方第二次救急医療運営協議会やそのほかに西白河地方市町村長会等の会議において、二次救急指定医療機関の応じに関する事、休日夜間診療所の当番医師に関する事、分担金補助事業に関する事など、県南地域の医療体制整備の充実や医師確保に向けた協議が定期的に行われている状況であります。具体的に協議の内容でございますけれども、先ほど上田議員おっしゃいましたように、救急車はすぐ到着するけれども、なぜ受入先が見つからないのかということで、病院側のほうも、やはりちょうどそのときに専門の先生がいない、検査が不可能、救急患者受付中、急変対応中、

手術中である、また、会田病院さんなどからは須賀川、岩瀬のほうからも救急の要請が来てバッティングしてしまい、県南のほうが受け入れられない状況にある、そんなことが協議されております。

またそのほかには、救急車がスムーズな運行ができるように国道4号線4車線化、そういったものもこの協議会からもぜひ要望していただきたい。あと会田先生も県病院の協会、救急担当の委員長の立場で、毎年こういった医師の確保、そういったものを要望しているが、一向に進まないということで、この協議会からもぜひ県のほうに医療従事者、医師の確保に努めてもらいたいというような要望がありまして、そういった協議もされているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今の答弁を聞いていると、本当に申し訳ないなと思うんだけど、他人ごととしか聞こえない。要望してもらいたい。医師不足が現実見えているわけです。それに対して要望してもらいたい。その話で本当にこの問題というのは解決するのかなと思うんです。よく村長が言われるように、村民の生命と財産を守るんだと強い言葉を村長言われますよね。そのために何をすべきなのかということを中心に話していただきたいと思うんです。要望してもらえと、要望してきます。それで、本当に医師が集まるのかということ、もう一回その会議の中できちんと話をさせていただいて、各首長さんの会議の中で、担当者の会議の中で、きちんと医師を確保していただきたいというふうに思います。

これ以前にこの場で話したことあると思いますけれども、岩手県の旧沢内村の深沢晟雄という村長さんは、岩手の病院かな、医師を確保するために手弁当で一日その病院に粘って、医師を何とか確保してくれ、派遣してくれということで、何日もそこに通って、手弁当で通って、医師をその沢内村の診療所に連れてきたというお話もあります。1960年代の話です。私が生まれた頃の話ですけども、そのぐらい強い意志を持っていただかないと、この問題というのは解決しないと思いますけれども、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。先ほど深沢晟雄さんの話、私も本を読ませていただきました。本当に手弁当で村民を守ること、私も村民の生命、財産を守ることは本当に、それをしっかり守っていかなきゃならないと思っております。

医師不足については、これ西高東低と言われておりますよね。西、関西地方に医師が多くて、東北地方は少ないということ。新聞紙上によると、42番目に低さという医師不足、市町村会もこれは事あるごとに要望しているわけですけども、本当に喫緊の課題、他人ごとでは済まされないということで、協議会と連携を共にしながら、今後ますますそういうことのないように、医師不足、今後出てくるかと思っておりますけれども、働き手不足、そのようなことを頭に入れながら、強くまた要望していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 村長から今お言葉をいただいて、さらに頑張っていたきたいなというふうに思います。そこに見えてくる問題の一つとして、医者における働き方改革という問題もでてきていますよね。これ2024年から医師に関してもやはり実施されてくるということで、これらに関してはその広域圏の中でどういう話がされているのかちょっと確認したいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 再質問にお答えいたします。

広域圏の会議では特にそこまでの協議はされておられません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 素人の私がこんなことを言うのは本当に申し訳ないなと思うんですけれども、この働き方改革は以前、今年の初めぐらいですか、ここで話ししたら、建設労働者の方と、あと運送業の方の働き方改革の話をしたんですけれども、これは全ての方に該当してくるということで、やはりそのことをきちんと把握していただきたかったなと今思います。

特にこの県南方部の病院に関しては、県立医大やほかの病院からの医師の方、応援に来てもらっているというふうに話を聞いています。今回のその働き方改革によって、医師の労働時間などについても上限が設けられると聞いています。それにより、その救急医療体制がより逼迫するのではないかと私は心配をしているところでございます。厚労省が示している医師の働き方改革を見ますと、非常にこれ複雑で分かりづらい。ただ、現在の白河管内の状況から考えると、ほかの病院からの医師の派遣を受ける場合、地域医療の確保のため、本務以外の副業、兼業として派遣される際に、要請される連携B水準というのが該当してくるのかなと私は厚労省の資料を見ていてちょっと思ったんですけれども、もし違うのであれば違々と指摘をしていただきたいと思うんですけれども、ほかの病院から医師の派遣を受ける場合、いろいろな条件がありますが、二次救急病院、一般病棟200床においては、宿直については1人週1回、17時から翌8時30分まで、これは月曜日から土曜日まで。日直については1人月1回9時から17時まで、年間1,860時間の時間外、休日労働時間の上限目標が設けられ、県への申請などが必要だと。ある統計では、救急、産科、過疎医療などの不採算部門を担う一般病棟の約7%は赤字経営だという状況の中で、本当にその病院の中で医師を確保できるのかとなるとやはり難しい。じゃ、ほかの病院から応援を頼むかという、今言ったような条件が引っかかってくる。これでは、地域医療のいわゆる救急医療体制がますます脆弱になって崩壊してしまうんじゃないかという心配しているところなんですけれども、いかがお考えになりますか。もう一度確認します。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 上田議員の再質問にお答えいたします。

病院医師についても働き方改革が次年度より実施されるということへの対応ということでお答えいたします。

来年4月より施行される医師の働き方改革によりまして、今ほど申されたように、

医師の勤務時間、仕事量、そういったものが全体的に減少するのではないかと想定されますことから、救急医療に対応した総合医療の確保や小児、周産期医療等の専門医の安定的な供給体制確立のため、これまで以上、病院のほうには医師の確保、そういった受入れ体制、応じ率の向上をお願いして、村としましては村民にとって安全・安心な医療の確保が図られるよう、またそういった二次救急の協議会、それから白河地方市町村会等を通じまして、これまで以上に働きかけていく対応を取ってまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいまの答弁を聞いていて、最後のこれまで以上にということに期待をしたいなと思います。ただこれまで以上にというよりも3倍、4倍速でやっていただかないと来年4月からの話になりますので、より厳しい状況が生まれてくるというふうに理解をします。ですから本当に頑張ってくださいなというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次の2点目といたしまして、介護保険事業についてということですが、本年の年末までに国の審議会で介護保険事業の改革案をまとめようとしていますが、村にはどのような情報が入ってきているのか伺いますということなんですけれども、先ほど12番議員からちょっとお話が触れられましたけれども、今言った厚労省がやっている社会保障審議会のこの部会、先週の7日の日に解散したんです。解散というか打ち切ったんです、国は。これ私、通告書を出したの12月5日なんで、6日の日にたしかヒアリングを受けました。そのときにどういう情報が入っていますかと聞いたんですけれども、その翌日、7日の日に国は打ち切ったそうです。

この改正案については、昨年も審議されていて、審議会の中でも大きな反対があって、先送りになった内容を再度審議していたということなんですけれども、国のほうは、厚労省のほうは打ち切りをして、2024年度の予算編成の中で決定していくことを決めたようですが、介護保険制度の史上最悪とも言われる改正だというふうに言われていますけれども、まずヒアリングを受けていますので、これまでに村にはどのような情報が入っているのか、ちょっとお示してください。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 上田議員のご質問にお答えいたします。

本年の年末までに国の審議会で介護保険事業の改革案をまとめようとしていますが、村にはどのような情報が入っていますかということでしたけれども、国では第9期介護保険計画期間に向けた介護保険制度の見直しについては、今年の社会保障審議会、介護保険部会で議論が行われ、介護保険制度の見直しに関する意見が取りまとめられました。今後取りまとめた意見等を踏まえ、本年12月までに議論を行い、その結果を示すこととなっております。そのため、現時点では検討段階の情報ということですが、村で把握している介護保険料、利用者負担に関する主な改正点は次のとおりでございます。

1点目は、1号保険料負担の在り方についてです。具体的には国の定める標準段階

の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等が検討されています。

2点目は、現役並み所得、一定以上所得の判断基準についてです。利用者負担が2割となる一定以上所得の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスが長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行うとされています。

3点目は、多床室の室料負担についてです。介護老人保健施設及び介護医療院について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護報酬の設定等も含めた検討を行うということになっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、答弁をいただいたんですけども、あくまでもこれは審議会をやっているという形で、私も質問を組み立てたものですし、ヒアリングも受けて、その答弁だと思うんです。ただ冒頭申し上げたように、審議会も打ち切られたと。国の思うままにやっていくのかなというふうなのは今考えられるんです。ただ、国会においても今ちょっと大きな問題を抱えてごたごたしているので、これはどうなるのかなと思うんですけども、厚労省においてはその隙を狙ってやってくる可能性もあるのかな、言葉は悪いですけども、そんなふうには今考えているところでございます。

いろいろ今答弁いただいたんですけども、通告書に従って質問しなければいけないと思いますので、通告書に従って質問していきたいと思うんですけども、ちょっとつらいなと思いながら、2点目の審議会で審議されている、審議会打ち切りになっちゃったんで、もう審議終わっていますけれども、今、答弁にあったように利用料の2割負担、老人保健施設の多床室の有料化、高所得者の保険料の引上げが実施された場合の影響についてということで、示していただければなと思うんですけども、3点目の質問と併せて、ちょっと聞いたほうが早いのかなと思って、質問、組み直してみました。

3点目の質問と併せて質問です。

原則1割負担の利用料を2割負担にするということが決定されてしまった場合、その所得基準とされていたのが、後期高齢者医療制度における2割負担者と同程度の所得階層で計算を用いた場合だそうなんですけれども、原則1割負担の利用料を2割負担にした場合に、利用者の4.6%の方に影響が出るという試算があります。この計算方式で計算した場合において、村においては何名の方に影響が出てしまうのか、まず伺いたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 質問の2点目、利用料の2割負担、老人保健施設の多床室の有料化、高所得者の保険料の引上げが実施された場合の影響についてのお尋ねであります。

はじめに、利用料2割負担についてですが、令和5年12月1日現在、介護保険制

度の判断基準で2割及び3割負担となっている方は、要支援、要介護認定者785人のうち、31人でございます。約3.9%の方が2割負担及び3割負担となっている状況でございます。現在、国の改正案で見直しが検討されている利用料の2割負担の判断基準については、後期高齢者医療制度との制度間のバランスを確保するということでもありますので、本村の後期高齢者医療制度における2割及び3割負担の割合を算出いたしますと、令和5年10月末現在の被保険者2,530人のうち、対象者が451人、率にして約17.8%の方が2割負担以上となっている状況です。

介護保険制度と後期高齢者医療制度では対象者が異なるため、単純に比較することはできませんけれども、介護保険の認定者のうち、後期高齢者医療制度の2割負担以上の割合と同じ17.8%の方が影響を受け、2割負担以上になると仮定した場合でございますが、約140人の方が対象となり、現在の31人より109人増えると見込まれております。

次に、介護老人保健施設の多床室の有料化についてですが、令和5年8月末現在の介護老人保健施設入所者は44名となっております。この中で約30名の方が多床室に入所しておりますので、少なくともこの30名の方には影響が出るのかなと推測されます。

次に、高所得者の保険料の引上げの影響ですが、現在の西郷村の所得段階、10段階を国の改正案での見直しが検討されている13段階にした場合でございますが、現在10段階の方が143名おられますのが、そのうち99人の方が現在よりも高い乗率となることを見込まれます。

後期高齢者医療制度における2割負担者と同程度の所得階層の介護サービス利用料について、2割へ変更することを審議していますが、村内での対象者は何人に上るかということでございますけれども、介護保険制度では負担割合の判定については、要支援、要介護認定者のみが実施しております。繰り返しになりますけれども、国の改正案で見直しが検討されている利用料の2割負担の判断基準については、後期高齢者医療制度と同程度の所得階層の方の介護サービス利用料について、2割負担へ変更するということです。

本村の後期高齢化医療制度における2割負担以上の人の割合が17.8%ですので、約5.6人に1人が対象となり、要支援、要介護認定者数785人に対しては約140人、令和5年10月末時点の65歳以上の高齢者数5,010人に対しては、約890人が2割負担以上の対象になるのではないかと見込まれております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） いろいろお示しをしていただいたんですけども、影響が出る方が結構いらっしゃる。これに対して村は救済措置とかというのは何か考えられていますか。今、私らが話しているのは、厚労省の社会保障審議会の中の審議の話ですよ。その審議が、今、打ち切られた中で、さて協議をする場所がなくなるということは、やりようによってはその厚労省の思うがままにできる可能性もある。

この審議会の内容をずっと見ていますと、かなり大きな反発があったり、反対があ

ったりして、2年ぐらい先延ばしになってきたりしている部分がある。そういうのもあって、12月7日にこの審議会を急に打ち切ったと私は理解をしているんですけども、ですから、国の考えとしては、いかに国の予算を減らすためにやるのかということで、そのためにこの審議会を打ち切ったというふうに私は理解をしているところがございます。それによって影響を受ける方が今示されたように、いろんな人数が出てきていますけれども、それに対して村は現時点でどういうふうに対応するか、どういうふうな救済措置をするのか、そういうお考えはあるのかなのか、ちょっと確認したいと思います、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 再質問にお答えいたします。

国の厚労省の社会保障審議会のそういった専門部会で議論されまして、それが介護保険制度として村に下りてくるということでございますので、大変申し訳ありませんが、担当課長としては法制度にのっとり適正にそれに従って事務を行うという考えでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 課長はどこの課長なんですか。村の課長でしょう。村民を見て仕事をするべきだと私は思います。

この介護保険事業というのは自治事務なのか、国からの言われたままにやらなければいけないその事業なのか、お金を握られているから村はやらざるを得ない部分もある。例えば村のほうからお金を投入すれば、それによってまたしっぺ返しが、ペナルティーが来る可能性もある。これも以前話をしたことがあります。でもそのペナルティーというのはどのぐらい来るんですかと言っても、それは明確にはない、示されたことがない。浜通り地区の大熊町とか、以前、原発事故が起きる前はかなり一般会計のほうから介護保険の特別会計のほうに予算を入れていた。それだけ一般財源のほうで余裕があったからなんでしょうけれども、そういうふうに頑張っていたところもある。そういったお考えというのは全然持たれませんか。国からこうしろと言われたらもうそのとおりにやるんですか。ほんの少しでも村民の方を考えて改善をしようという考えは持たれませんか、まず課長に伺いますけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 再質問にお答えいたします。

確かにこれは村の介護保険は村独自で介護保険料とかそういうのは決めることになっておりますけれども、やはりそういった国の基準に従って、一定以上の所得の方2割負担ということは、それは制度として従わざるを得ないのかなと思っております。ただし、それとはまた別ですけども、先ほど施設の負担軽減という話がございますけれども、村独自で先ほど基金のほうを活用して、そういった制度ができないのかということで、そちらのほうは検討しております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、言葉出てきました。法定受託事務か自治事務か、課長はど

ちらというふうに捉えていますか、この介護保険事業、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 自治事務ではないかと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 自治事務であれば、もっともっと村の色を濃くしてもいいんじゃないですか、私はそう考えます。そのために皆さん方いらっしゃると思います。違いますか。確認します、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 議員のおっしゃるとおりだと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 所得基準が今回決められないままに、審議が打ち切られました。審議会が打ち切られたよね。単身で年金収入が290万円以上の方が2割負担だと理解していますが、社会保障審議会へはこの290万円以上を年190万円以上からというふうに切替えをしましょうという話が出ていたそうです。さらには、9つのケースに分類をして、給付費削減を最大で800億円から90億円ぐらい削減できるという試算結果を示したそうですけれども、村に対してはそういう話は聞いていますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 大変申し訳ありません。そちらについてはちょっと私は分かりかねます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 村には聞こえていなかったということで、審議会ですという話がされているそうなんです。要するに、いかに国のお金を減らすか、最大だと800億円、少なくとも90億円は削減できるよということで、その所得基準を290万円以上を年190万円以上に下げましょうかと、その基準を下げればそこまでのお金が捻出できるよと国は考えているみたいなんです。そのために審議会ですいろいろもめて、面倒くさいという考えの下に、審議会を打ち切ったのではないかと私は考えています。この800億円について、いろいろ考える部分がありますけれども、後からお話ししましょうか。

次に、介護サービスの利用者負担分の引き上げられた場合、どういう影響が出るかということをお伺いしたいと思います。

この介護保険制度に関しては、記憶が間違っていなければ、2000年4月から平成12年4月からですか、始まったの。これまでも幾度か改正が行われてきた。今回の改正についてはさきに申し上げたように、史上最悪の改正だと言われているんです。利用者などに大きな影響がもたらされているというふうに言われています。今回この改正が行われた場合、村民の介護を必要とする方にどういう影響が出るのか、村としてはお考えになるのか伺います、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） どのような影響が考えられるのかとのお尋ねでございます。

利用者負担が増えれば、確かにその方、必要な介護サービスの利用控えとか、回数を減らしたり、そういった利用控えにつながる可能性もございます。その辺に伴いまして、生活機能の悪化が懸念されたりといったことも考えられます。2015年に負担割合の見直しが行われたときに、国で実施したアンケートによりますと、2割負担導入後、サービスの利用が減った、中止したと回答した人の割合は2割負担の利用者全体の3.8%であり、そのうち介護にかかる支出が重いことを理由に挙げた人の割合が1.3%であったという結果が出ております。

一方、2割負担、利用者負担が増えるということで、介護保険料や保険給付費の上昇を抑制することにつながるという点もありますので、給付と保険料のバランスという観点から慎重なる検討の必要があると考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 2015年の改正があったときに、サービスの利用が減ったと、3.8%ぐらい減ったという話です。その後、2018年にもありましたよね。それからそれをベースに計算をすると、例えば、今回、想定でしかないんですけども、今回のこの改定が行われた場合に、どのぐらいに影響が出るかというのは、試算はされていますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 大変申し訳ありません。そこまでの試算はできておりません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 確かにこれは難しい計算です。試算できていないというのは当たり前の話だと思います。そのことに対して私は何も文句を言うつもりはないんですけども、ただ、先ほど気になった言葉が、介護給付を抑えることによって保険料が抑えられるような発言がありました。じゃ、何のためにこの介護保険というのは始まったんですか。

平成12年4月に始まったときに言われたのは、家族介護から社会全体で支える介護ということで、この介護保険制度は始まったと私は理解します。ところが今回のこの改正、答弁の中にあつた2015年、2018年の改正なんかも通じて見てくると、介護保険以前の状況にまた、介護保険が始まる以前の本当に劣悪な状況になってしまうんじゃないかと思いました。保険料は取られる、介護サービスを受けられない、そういう状況が生まれていくんじゃないですか。それに対して村はどういうふうにお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 再質問にお答えいたします。

確かに平成12年介護保険制度が始まった頃は、社会全体で支える制度ということで、介護保険が始まったと認識しております。ただ高齢者も増え、給付費も増え、や

はり一定所得以上を持った方には、相応の負担もこれは致し方ないのかなと思います。その分、低所得者の保険料のほうの低減をするということでございますので、今後もこの介護保険制度が住民にとって非常に大切な制度であるように村のほうといたしても努力したいと思っております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま、13番上田秀人君の一般質問の途中でありますが、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（真船正晃君） 一般質問に入る前にご報告いたします。

12番藤田節夫君が通院のため退席いたしました。

それでは引き続き一般質問を続行いたします。

13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 先ほど答弁の中で気になったのが1点、高齢者が増えていくことによって致し方ないという言葉が使われたというふうに記憶しています。高齢者の方が急に増えるわけじゃないと思うんです。以前も多分この場でお話したような気がするんですけども、平等にみんな1年ずつ、1歳ずつ歳を取っていく、それによって高齢化につながっていくわけです。ですから、以前からこのことというのは分かっていたはずなんです。

平成12年4月にその介護保険が始まる時にも、そのことは十分認識されて、この介護保険制度というのは始まったと思う。唯一私はこの介護保険制度について認めているのは、家族介護から社会全体で支える介護ということで、その部分だけは認めて、それに伴う費用というのはある程度負担は致し方ないだろうなというふうには思っていたんですけども、こうなってくるともう致し方ないとか、そういうレベルではないなというのは考えます。

今、国は少子化対策でかなり大きな予算を計上したり、いろいろやっています。子育て支援に関して、私反対するつもりはございません。ただ、子どもにそれだけ予算をかけるのであれば、将来的に子どもさんもやはり高齢化にはなっていくわけですから、その先の先を見越しての予算措置をすべきではないかなというふうに考えます。

これも以前お話しましたように、国が考える少子化対策というのは、いわゆる経済対策の一つだと私はここで指摘をしたことがございます。子どもが増えれば、子どもに関する消費が増える、保護者の方もいろんなものを買ってあげる。じいちゃん、ばあちゃんも何か買ってあげる。私もじいさんの端くれなんで、孫が来れば何か買ってあげたいなというふうに思って、消費につながっていく。そういう経済的な部分を国は重視しているんじゃないんですかというお話をした。高齢化になってくると、私もそうですけれども、やはり自分のものというのは、いいかと我慢するようになってく

る。これ、ちょっと我慢すればいいよねみたいな感じで、だから消費にはつながらない。そういった経済的なデメリットが見えてくるから、高齢者に関しては、その負担を強く押しつけてくる部分もあるのかなというふうに思います。そこで伺いたいと思うんですけども、今回この介護サービスの改定が行われた場合です。施設や介護職の方へはどのような影響が考えられるかお示してください、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 上田議員の質問にお答えいたします。

介護サービスの改定による施設、介護職の方への影響はどのようなことが考えられるかということでございます。考えられます影響といたしましては、利用者負担が増えれば、先ほど申し上げましたように必要な介護サービスの利用控え、そういったものにつながる懸念もございます。そうなりますと、生活機能の悪化が懸念されるということも考えられます。このことによりまして、介護サービス事業所など、施設関係では稼働率が低下したり、そういった可能性もあると考えております。

その結果、事業所の収入の減少、そこで働く介護職の方の処遇悪化、さらに介護人材不足に陥るといった可能性も考えられますが、そのようなことにならないよう制度改正については国に対しても本当に節に検討していただきたいと思っておりますけれども、高齢者の生活を支える公平かつ長期にわたり持続可能な介護保険制度になるよう目指していただきたいと考えています。村におきましても、社会全体で支える介護保険ということで、住民にとって使い勝手のよい介護保険制度になりますように、村のほうでできるものについてはいろいろ検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま答弁いただいたんですけども、まず今課長が答弁されたように、介護サービスの利用料が引き上げられれば、まずサービス利用の控えが発生するだろうなというのは私も予想するところです。それによって答弁のあったように施設は収入が減る。それによって施設の閉鎖というの也被考えられる。平成13年から14年ぐらいに、鳴り物入りで介護保険が始まったときに、1年、2年ぐらいにはそういう業者がいきなり撤退したというのがありました。始まる前まで本当にテレビコマーシャルまでばんばん流してやったんですけども、実際に蓋を開けてみたら、もう1年、2年で本当に業者が撤退していったということも記憶にあります。

ですから、またそういうことが起きてしまうんじゃないかなというふうに思います。それと、介護職においては、施設における配置基準というのが、今これもまた見直しを検討されています。現在でも人手不足はもう顕著に表れている。これがますます拍車がかかってしまうんじゃないかと思うんです。今の国が認める介護報酬に関しては、高齢者3人に対して1人の介護職というふうになっていますよね。でも実際の施設の現状を見ますと全然そのままでは間に合わないということで、高齢者2人に対して介護職1人で対応しているというのが今の実情だと思うんです。そういう本当に切迫している部分がさらに厳しくなってくるんじゃないかと思うんです。ましてや、今

後ますます介護を必要とする方が重篤化してくる場合が考えられるので、さらに人手が必要になってくる。介護職を増やせば増やすほど、運営者のほうは介護報酬が減ってくる。圧縮しなければいけない。それによって介護職に就いている方の手当がさらに減ってしまう。まさに負の連鎖が起きてしまうと考えますけれども、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 上田議員の質問にお答えします。

確かに本当に難しい問題でございます。そこの介護で働く人の給料を上げれば、また介護保険料に跳ね返ってくる。事業の収入が減少すれば、その人の負担も増えてしまう。本当に難しい課題であると考えております。村としても、やはり住民にとって使い勝手のよい介護保険制度になるようできることは考えていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 先ほど12番議員の質問に対しての答えの中で、いわゆるホテルコストの部分のお話がありました。今、村の土地を貸して、その収入を基金に積み立てて、そのお金をどうのこうのという話、土地の使用料について、基金の積立てをして、そのホテルコストの部分とか何とかと話がありましたけれども、本当にそういう細かいところまで全部村は見直しをすべきじゃないかなと思うんです。

いかに村内の高齢者の方を村が守っていけるか。村内の高齢者の方がいかにこの西郷村で安心して暮らせるか。そういう姿を見せることによって、いわゆる少子化の防止にもほんの少しでも貢献できるんじゃないかなというふうに思います。

それと村長においては、全然違う話ししますけれども、国で今F-35統合打撃戦闘機というんでしたか。F-35という戦闘機、百何機だか、今買う予定にしていますよね。発注したのかな、もう。これF-35Aとかというやつ、垂直離発着ができるとか、滑走路が短くて済むよとかというちょっと安いタイプだというんですけれども、これが1機、たしか90億円ぐらいの値段がするんです。さきも話しましたように、これ、10機も買わなかったら、国が言う800億円、十分賄えると思うんです。突然変な話をするんですけれども、この戦闘機を買うことによって戦闘機を買っただけじゃない。運行経費も出さなきゃいけない。それを負担していかなきゃならない。ということは、10機買わなくても、十分介護保険の改正をしなくてもやっていける。そういったことを頭に入れながら、各会議においてきちんと介護保険制度について国・県の負担を果たすように強く求めるべきだと考えますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

審議会12月7日で打ち切りということをして、先ほど議員のほうからお話がありました。それを想定していろいろ検討してきましたけれども、いずれにしても利用料の負担や高所得者の介護保険料引上げ、さらには物価高の影響などにより、高齢者の負担はま

すます増えることが予想されます。村としては高齢者の生活への影響を可能な限り抑えるため、介護給付準備基金取崩し、介護保険料の上昇を抑制していきたいと考えております。

また、先ほど12番議員にもお話しさせていただきましたけれども、現在進めている平成会、賃貸している村有地の土地代を基金化し、それを利用した高齢者福祉に対する村独自の助成制度について検討していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 最後に課長にお願いしておきたいなと思うんですけども、いわゆる私でも厚労省の資料なんか見ることができます。そういった資料を見ることによって、いろんな情報が早く分かってくる部分もあります。そういう情報を早く取って、なるべく早急に村の高齢者の方のためにいろんな策を講じていただきたいというふうに申し上げをして、次の質問に入りたいと思います。

続いて質問の3点目といたしまして、村道の維持管理についてということでございます。

1点目の村道の路肩法面の管理について、グラウンドカバープランツによる管理を行うべきではないかと考えますが、いかがですかということなんですけれども、グラウンドカバープランツって初めて使う言葉です。これはいわゆる草丈の短い植物で地面を覆うことによって雑草を抑える。私も農業やっている中で、マルチ麦という麦があるんですけども、いわゆる雑草を抑えるためにその麦をまいて、その麦がある程度伸びると、自動的にというか自然に倒れて、草を生えないように覆ってしまうというマルチ麦なんていう種類もあって、そういうのも一回やったことがございます。

そういうもので路肩の雑草を抑えることができるのであれば、いわゆる草刈り作業の省力化、さらには景観の保全にもつながると思うし、よく私ここでお話ししている除草剤の使用もしなくても済むんじゃないかというふうに考えますけれども、村の考えはいかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） 上田議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問は村道の路肩や法面においてグラウンドカバープランツ、植物を活用した道路の維持管理を行うべきではないかとお尋ねでございます。

議員おただしのグラウンドカバープランツとは、地面を被覆する性質を持つ植物のことで、この植物で土壌表面を覆うことにより、他の雑草の侵入や生育の繁茂が抑制され、除草作業の省力化、費用の軽減、並びに景観対策として視覚的メリットなど、そのほか法面等においても表面を風雨から守り、根が地中に張ることで、土壌流出抑制や法面崩落等の予防にもつながるものとして、他自治体においては農業施策の一環として、田んぼの畦畔や水路脇の法面等及び公共工事、自治体建物や施設周辺の緑化対策として活用され、管理の省力化や軽労化、景観保持が図られている事例というものを確認しております。

村における村道等の維持管理としての除草業務は、雑草の繁茂による交通標識等の

視距確保や、道路交通の安全確保、通行車両からの視認性の確保、景観の保全を図る上で重要と考えております。また、植栽地等においても雑草を放置すると樹木の生育が阻害され、枯損、病害虫の発生、さらには景観が悪化などの問題など、様々な理由により村道の路肩、法面及び植栽地等を含め除草管理は必要不可欠なものと考えております。

現在、村道の除草につきましては、職員による自主施工、シルバー人材センターへの委託や事業者のボランティア、村に登録された道路河川愛護団体のご理解とご協力により実施されているところでありますが、村内一円に対応することが困難な状況となっております。

また、議員おただしのとおり、村では通学路等において、除草剤の使用を極力お控えいただくことをお願いする状況であります。今後も引き続き、快適で安全な道路環境の維持とコスト縮減を視野に入れた維持管理を図るためには、除草作業の効率化と雑草抑制対策を図る上でグラウンドカバープランツは有効であると考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今回質問するに当たって、私もグラウンドカバープランツという言葉が村内の方から教えていただいて、この資料も頂いたんです。通告を出したら、担当課のほうからこういう資料を頂いて、なるほどなど、詳しい方もいらっしゃるんだなというのと、担当課の対応の早さには驚いた部分がございます。

今回、質問するに当たって、いろいろ調べてみましたけれども、いわゆる全国各地でこれは取り組まれていると。特に田畑の畦畔など、多く取り入れられているというのが、資料から読み取れる部分でございます。種類によってはきれいな花を咲かせる植物もあるということで、その花を楽しめる部分もあるなというふうに思います。

10月ですか、東京で観光イベントがあって、ちょっと参加させてもらったんですけども、いわゆる旅行会社のエージェントの方が、県内の各市町村が行っていたんですけども、旅行社のエージェントが最初に飛びつくのが、後ろに貼ってある写真とか、きれいな花のところへすぐ飛びつくんです。例えば喜多方市だとしだれ桜の写真、平田村だと芝桜の部分、そこにぼっと最初に飛びついて、いろいろお話をしているというのが目に留まりました。西郷村は、残念ながらそういう写真がなくて、ちょっとエージェントの方がなかなか遠回しに歩いていくのが目に留まっていたんですけども、ぜひそういうところをつくったらどうなのかななんて考えているときに、この話を伺ったんで今回質問に取り上げたんですけども、雪割橋、今、新しく架け替えになった。こちら側から行くと、法面は大きく見える部分がある。あそこは私の住んでいる地区なもんですから、一斉清掃のときに、法面はどうやって草刈るんだと、あそこを刈るのは非常に大変だぞという話をしていたら、業者の方がきれいに刈ってくれて、ああよかったねという話はしたんですけども、雪割橋って紅葉の時期しかお客さんは来ないんです。あの法面にこのグラウンドカバープランツを施工することによって、それぞれに花が咲くように仕向けたら、それこそやはり観光客の方が多く来てくれるんじゃないかなというふうに考えています。

そういったのもあるし、今申し上げましたように、業者の方が草刈りをやってもらうと委託に対しての経費も出てくる。そういったもののもろもろを考えたときに、やはり省力化、経費削減、またもう一つの観光客の誘致ということで、実施すべきだなと考えますけれども、もう一度確認します、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

議員からの、私、質問というよりご提案として受け止めておりますけれども、村としてもグラウンドカバープランツというものが除草作業の省力化とかにつながる。または費用の軽減等につながるということで、非常に有効であると考えておまして、ただいま議員からありました雪割橋の法面とか、あそこは非常に傾斜もありまして、業者を頼まないとなかなか整備することが難しい状況にありますので、そういうところにいち早く手を入れることにより、費用の低減というものは図れるのかなと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 取り入れていきたいという方向を今示されたんですけれども、これを取り入れるに当たって、やはり地域の方に広く呼びかけをして、協力を仰いだらどうなのかなと思うんです。やはり花の好きな方もいらっしゃるだろうから、ぜひ参加したいよという方いらっしゃると思うんです。そういったことをすることによって、その地域のコミュニティー、雪割橋、今話してはいますけれども、ほかの地区においてもそういう呼びかけをしてこのグラウンドカバープランツをすることによって、地域のコミュニティー、再構築できるのではないかと考えます。それによって、先ほど質問の中で申し上げた高齢者の見守りとか、介護保険、介護予防とか、そういった事業にもある程度つながる部分があるのかなというふうに申し上げまして、さらにそういったことに詳しい職員の方もいらっしゃるんでしょうから、そういった方から知恵をいただきながら、ぜひ実施すべきだと申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の一般質問は終わりました。

ここで15番矢吹利夫君の通院による遅参の届出について、本日の日程に入る前に報告いたしましたが、先ほど欠席の届出がありましたので、改めてご報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日12月12日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時43分）

